

別表 1 (多数の者が利用する一定規模以上の建築物)

用 途	規 模 (指導・助言対象)	参 考 (指示対象)	
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上	
学校(上記学校を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	
病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			
劇場、観覧場、映画館又は演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上
ホテル又は旅館			
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿			
事務所			
博物館、美術館又は図書館			
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ2,000㎡以上	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			

別表 2 (要緊急安全確認大規模建築物)

用 途	規 模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
ホテル又は旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
博物館、美術館又は図書館	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の 乗降又は待合いの用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 建築物	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上で 敷地境界線から一定距離以内に存する建築物

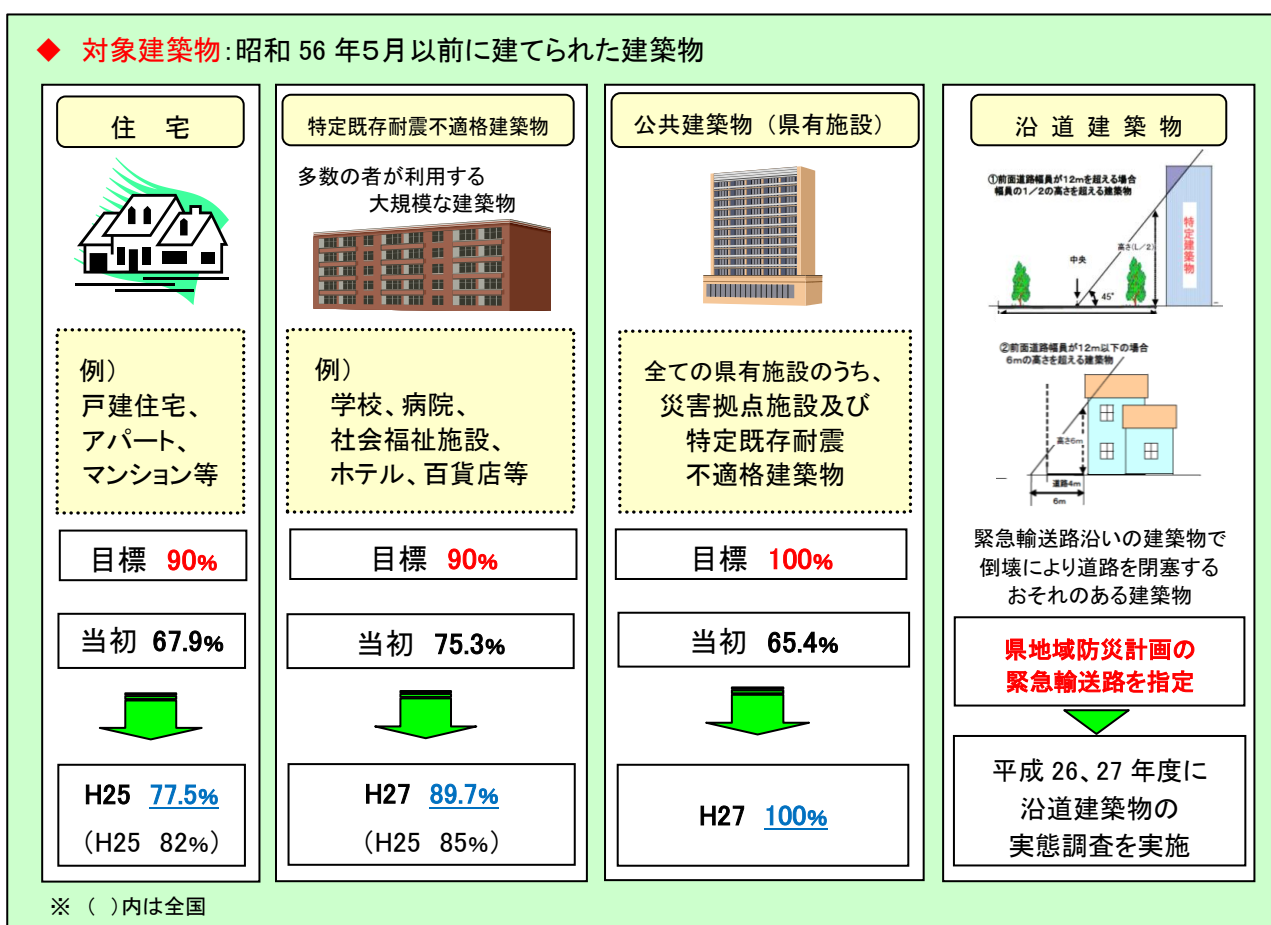
長野県耐震改修促進計画の実施結果について

1 根拠法令

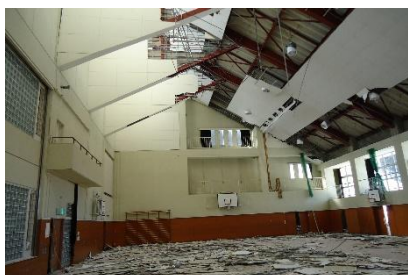
建築物の耐震改修の促進に関する法律（通称：耐震改修促進法）第5条
都道府県は、国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画を定める

2 計画の概要

- (1) 策 定 平成 19 年 1 月（一部変更：平成 24 年 3 月、平成 26 年 3 月）
- (2) 計画期間 平成 18 年度～平成 27 年度（10 年間）
- (3) 計画目標等



3 計画期間内の主な地震



長野県北部の地震（H23.3.12）



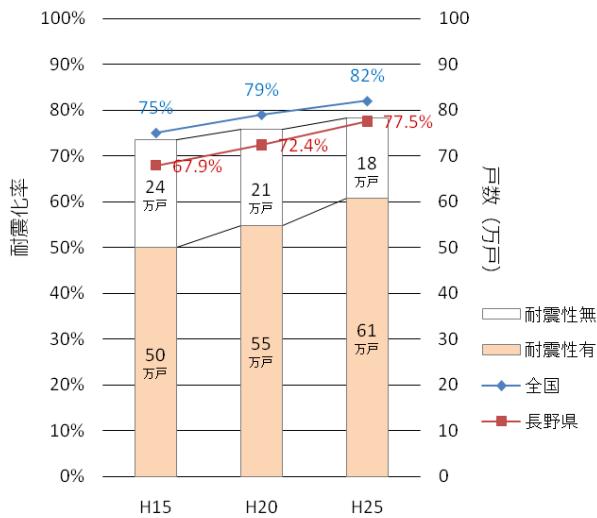
長野県中部の地震（H23.6.30）



長野県神城断層地震（H26.11.22）

4 計画期間内における耐震化等について

住宅



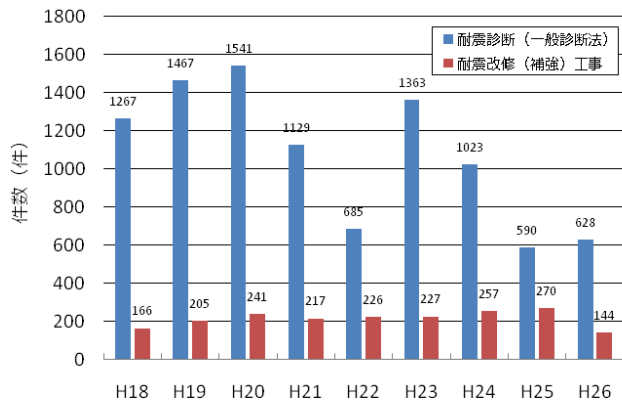
◇ 耐震化の進捗状況

【結果】

- ・ 耐震化率は (H15~H25) で 9.6% 上昇 毎年約 1% の増加
- ・ 全国より約 4.5% 低い状況 (H25 時点)
- ・ H25 時点で耐震性が無いと推測される住宅は約 18 万戸

【要因】

- ・ S56 年以前の住宅の建替え等による耐震化の進展



◇ 補助事業による耐震化の実績

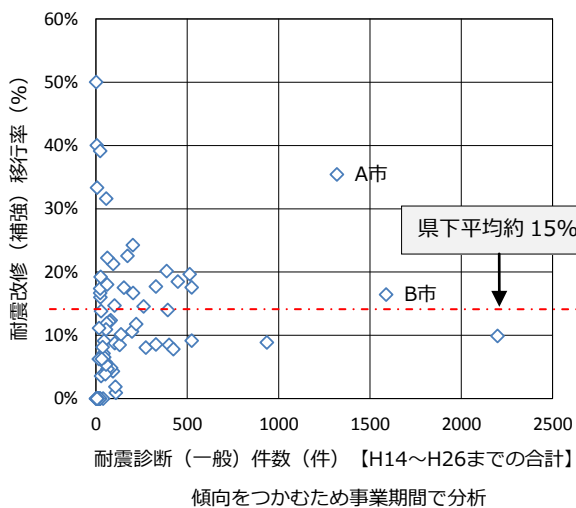
【結果】

① 耐震診断

- ・ 約 1,000 件/年
- ・ 長野県北部の地震後に増加

② 耐震 (補強) 改修

- ・ 約 200 件/年



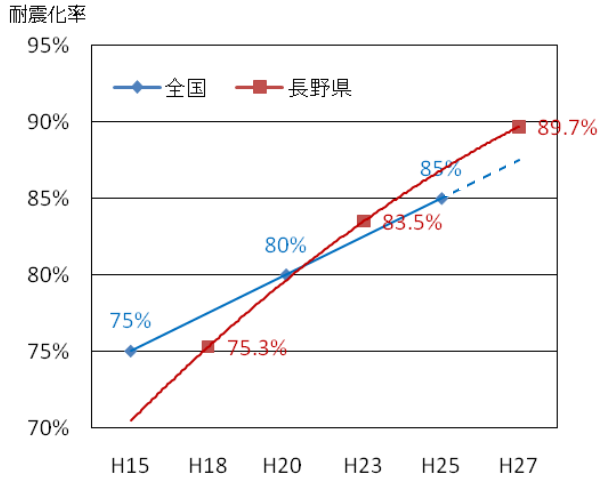
◇ 耐震診断から耐震(補強)改修へ移行

【結果】

- ・ 診断を行った約 15% の住戸が改修 (補強) を実施
- ・ A 市 : 診断件数に対し、改修 (補強) への移行率が高い
- ・ B 市 : 診断件数が多く、改修 (補強) への移行率は県下平均と同等

- ・ 近年の耐震化率の増加は昭和 56 年以前の住宅の建替え等による耐震化の影響が大きい
- ・ 耐震補強に対する補助から、耐震化のための建替えに対する補助への移行を推進
- ・ 耐震診断から耐震補強へ移行できる支援を工夫

特定既存耐震不適格建築物(多数の者が利用する一定規模以上の建築物)



◇ 耐震化の進捗状況

【対象棟数(H27.8月末時点)】

7,507 棟

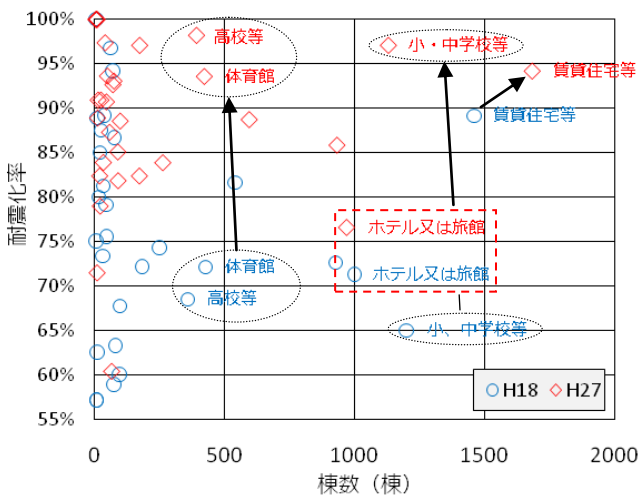
耐震性無し又は無いと推測される棟数 773 棟

【結果】

- ・ 全国より高い耐震化率 (H27 時点) 及び進捗

【要因】

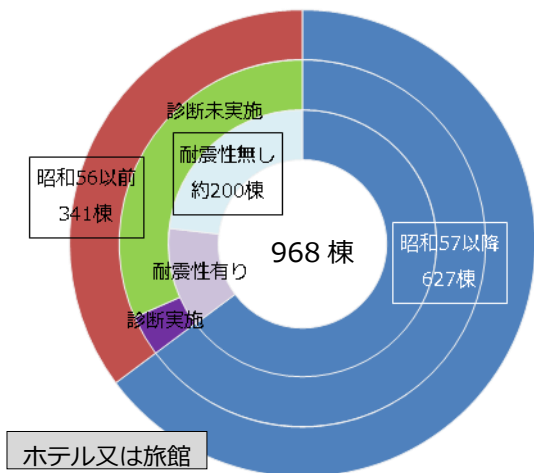
- ・ 公共施設の耐震化が進捗



◇ 用途別に見た耐震化の進捗状況

【結果】

- ・ 小・中学校及び高校等の耐震化が著しい
- ・ 賃貸住宅は新築が増加したことにより耐震化が進展
- ・ ホテル又は旅館の耐震化が遅延



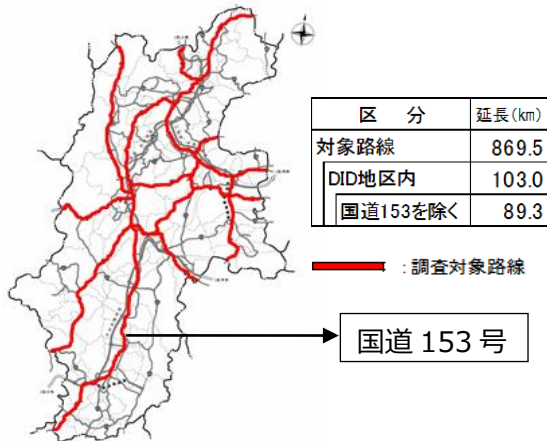
◇ 耐震化が進んでいないホテル又は旅館の状況

【結果(H27.8末時点)】

- ・ ホテル又は旅館 (3階かつ1000㎡以上) は 968 棟
- ・ 昭和56年以前の建築は 341 棟
35 棟が耐震診断を実施 (約1割)
- ・ 耐震性無しと推測されるホテル又は旅館は約 200 棟

- ・ 公共施設の耐震化が進んだことにより耐震化率が上昇
- ・ 要緊急安全確認大規模建築物 (特にホテルや旅館) の耐震化の推進

緊急輸送道路等の避難路沿道建築物



◇ 現 状

【平成 26 年度】

- 東海地震対策強化地域内の国道 153 号を
先行調査（延長 136.1 km）

【平成 27 年度】

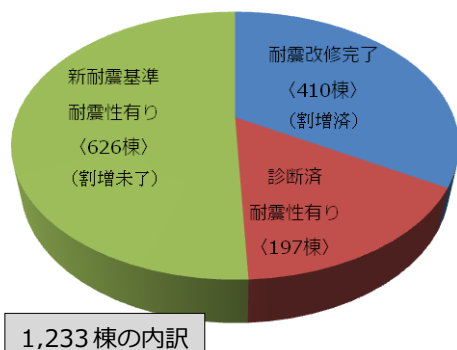
- 平成 26 年度に行った先行調査を踏まえ、
県全体の骨格となる路線のうち建築物が
密集する区間（DID 内：人口集中地区）
を調査

【平成 26 年度先行調査結果(国道 153 号全線の通行障害建築物)】

都市計画 区 域	DID	用 途 地 域	路線延長 (km)	旧耐震 (棟)	新耐震 (棟)	不 明 (棟)	合 計 (棟)	旧耐震率 ^{*7}	単位あたり 棟数(棟/km)
区域外	外	指定外	49.2	24	8	12	44	81.8%	0.9
		指定	44.2	21	36	3	60	40.0%	1.4
区域内	内	指定	21.6	28	16	3	47	66.0%	2.2
		指定外	14.3	75	53	36	164	67.7%	11.5
合 計			129.4	148	113	54	315	64.1%	2.3

- 平成 28 年度以降は、調査結果をもとに対象となる建築物の精査を進め、指定すべき道路を検討

公共建築物(県有施設)



◇ 耐震化の進捗状況

【結果】

- 県有施設整備プログラム対象施設 1,233 棟の
耐震化を全て完了（災害拠点施設や大規模
施設は、震度 6 強～7 程度でも倒壊しない。）

【参考】

県有施設全体の耐震化率：92.1%（床面積ベース）

- 耐震化整備プログラムに（H19 策定、H27 完了）に続き、優先的に耐震化すべき施設の耐震補強、
非構造部材の対策等